

報告第12号

## 専決処分の報告について

和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年11月30日提出

幸手市長 木村純夫



## 専 決 処 分 書

次のとおり和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年11月15日

幸手市長 木村純夫

### 記

#### 1 相手方

住 所 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4丁目3番25号

法人名 AGS株式会社

代表取締役 中野 真治

#### 2 和解の内容

幸手市は、令和5年8月14日に発生した総合行政システムの障害（以下「本障害」という。）に関し、AGS株式会社と、次のとおり和解するものとする。

- (1) 幸手市は、AGS株式会社に対し、本障害に関する一切の和解金として、金140,011円（以下「本和解金」という。）の支払義務があることを認める。
- (2) AGS株式会社は、幸手市に対し、本和解金を、令和5年11月30日までに指定された方法により支払う。
- (3) 幸手市及びAGS株式会社は、この和解に定めるもののほか、本障害に関し、何ら債権債務がないことを相互に確認する。